

平成22年1月29日

模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）構想

（第7回関係国会合の概要）

模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）の第7回関係国会合（課長級）が1月26日～29日にメキシコで開催され、デジタル環境における知的財産権の執行、民事手続、国境措置、交渉情報の公開について議論が行われました。

1. 1月26日（火）から29日（金）に、ACTA交渉の第7回関係国会合が、メキシコの主催によりメキシコ・グアダハラで開催されました。我が国をはじめ、米国、EU、カナダ、豪州、ニュージーランド、スイス、韓国、シンガポール、メキシコ及びモロッコが参加しました。
2. メキシコ工業所有権庁のホルヘ・アミーゴ長官、ヒルダ・ゴンザレス副長官が会合の議長を務め、交渉参加国は、世界規模の模倣品・海賊版といった知的財産権の侵害に対処する国際的な枠組みを強化する国際約束としてのACTAの重要性を強調しました。
3. 本会合では、デジタル環境における知的財産権の執行、民事手続、国境措置について有意義な議論を行いました。また、関係国は、広く意見を聞く機会を設けることが重要であるとの共通認識のもと、各国でそのような機会を設け、共同で交渉全体の透明性を高めていく努力をしていくことを確認しました。
4. 関係国は、次回の会合を4月にニュージーランドで開催することに合意し、2010年末までにACTAを妥結させる意図を再確認しました。
5. 我が国としては、ACTAの早期実現を目指し、今後も関係国との議論を積極的にリードしていく所存です。

（参考）

1. 我が国は、2005年のG8グレンイーグルズ・サミットにおいて、模倣品・海賊版防止のための法的枠組策定の必要性を提唱して以来、知的財産権の保護に関心の高い国々とともに、ACTA構想の実現に向けて積極的に議論を行ってきました。
2. その後、2007年10月に日米欧等から、ACTAにおいて実現していくべき内容についての集中的な協議を開始する旨の報道発表を行い、関係国との非公式な協議を継続的に行ってきました。
3. 2008年6月より関係国会合が開催され、条文案をベースとした交渉が開始されていま

す（前回会合は昨年 11 月に韓国ソウルで開催）。

4. なお、交渉参加国間の合意により、交渉についての情報公開を進める観点から、毎回会合開催後に概要を公表しています。

（本発表資料のお問い合わせ先）

通商政策局国際知財制度調整官 山本

担当者：猪飼、高田

電 話：03-3501-1511（内線 3501）

03-3501-5923（直通）